

第2章　自然的条件及び社会的条件の現況

1 自然的条件及び社会的条件の現況

自然的条件及び社会的条件の現況について、平成 31 年 4 月に「駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書」において評価を行っている。駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書に記載の状況と現況の比較を行った。

(1) 自然的条件の現況

自然的条件のうち気象条件については、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書に記載の気象データ（平成 19 年～平成 28 年）と過去 5 年（令和 2 年～令和 6 年）の気象データを比較しても大きな変化はない（表 2-1-1-1 および表 2-1-1-2）。

大気汚染の状況（一般環境大気、大気中のダイオキシン類）および大気汚染の主要な発生源の状況（ばい煙発生施設、粉じん発生施設、ダイオキシン類発生施設）については、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書に記載のものから、旧駒岡清掃工場の廃止を除き変化はない。（表 2-1-1-3～表 2-1-1-10）

また、悪臭の主要な発生源の状況についても、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書に記載のものから変化はない。

表2-1-1-1 札幌管区気象台の観測値一覧(平成19年～平成28年)

項目 (単位)	平均気温 (°C)			平均風速 (m/sec)	日照時間 (h/月)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	最多風向
	日平均	日最高	日最低					
1月	-3.2	-0.5	-6.1	3.2	96.9	106.0	76	北西
2月	-2.6	0.5	-6.1	3.6	104.4	92.7	90	北西
3月	1.3	4.7	-2.1	3.6	140.2	74.5	84	北北西
4月	7.3	11.9	3.4	4.1	182.7	58.1	19	南南東
5月	13.0	17.9	9.1	4.3	202.0	57.9	-	北北西
6月	17.6	22.4	14.2	3.5	187.8	63.6	-	南東
7月	21.3	25.6	18.2	3.5	172.4	96.4	-	南東
8月	23.0	27.2	19.7	3.1	173.4	144.0	-	南東
9月	19.2	23.5	15.5	3.2	163.1	142.4	-	南南東
10月	12.0	16.2	8.0	3.4	143.2	111.4	1	南南東
11月	5.1	8.6	1.7	3.2	101.0	124.7	16	南南東
12月	-0.5	2.3	-3.4	3.2	79.9	134.8	49	北西
月平均	9.5	13.4	6.0	3.5	145.6	100.5	28	-
最高	-	27.2	-	-	-	-	90	-
最多	-	-	-	-	-	-	-	南東
最低	-	-	-6.1	-	-	-	-	-
年合計	-	-	-	-	1,747.1	1,206.1	-	-

注1：表中の数値は、10年間（平成19年～平成28年）のデータ平均値である。

2：最深積雪の「-」は積雪が無かったことを示す。

出典：気象庁ホームページ 札幌管区気象台 過去の気象データ

表2-1-1-2 札幌管区気象台の観測値一覧(令和2年～令和6年)

項目 (単位)	平均気温 (°C)			平均風速 (m/sec)	日照時間 (h/月)	降水量 (mm)	最深積雪 (cm)	最多風向
	日平均	日最高	日最低					
1月	-3.2	-0.3	-6.4	3.1	98.6	107.4	68	北西
2月	-2.2	1.1	-5.6	3.1	113.0	113.7	93	北西
3月	3.1	6.8	-0.4	3.5	165.8	68.9	87	南南東
4月	8.7	13.4	4.8	4.1	201.2	55.0	24	南南東
5月	13.9	19.1	9.7	3.9	203.3	50.0	-	南南東
6月	18.5	23.2	14.7	3.6	198.8	68.9	-	南南東
7月	23.1	27.6	19.8	3.3	205.4	66.5	-	南南東
8月	24.0	28.3	20.8	3.5	167.7	127.5	-	南南東
9月	20.0	24.2	16.2	3.2	178.8	86.9	-	南南東
10月	13.1	17.5	8.9	3.0	166.2	109.0	-	北西
11月	6.7	10.1	3.1	3.3	98.0	121.9	7	南南東
12月	-1.2	1.6	-4.1	3.0	98.6	71.1	34	南南東
月平均	10.4	14.4	6.8	3.4	158.0	87.2	26	-
最高	-	28.3	-	-	-	-	93	-
最多	-	-	-	-	-	-	-	南南東
最低	-	-	-6.4	-	-	-	-	-
年合計	-	-	-	-	1,895.5	1,046.8	-	-

注1：表中の数値は、5年間（令和2年～令和6年）のデータ平均値である。

2：最深積雪の「-」は積雪が無かったことを示す。

出典：気象庁ホームページ 札幌管区気象台 過去の気象データ

表2-1-1-3 南測定局(一般環境大気測定局)における大気汚染物質の測定結果の推移

測定局 及び 項目 年度	①南測定局 (札幌市南区石山2条8丁目石山南小学校)					
	窒素酸化物 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		
	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	年平均値	年平均値	長期的評価
	年平均値	年平均値	日平均値の 年間98%値			日平均値の 2%除外値
環境基準	—	—	0.06以下	—	—	0.1以下
平成19年度	0.003	0.010	0.023 (○)	0.012	0.011	0.031 (○)
平成20年度	0.002	0.008	0.020 (○)	0.011	0.011	0.037 (○)
平成21年度	0.002	0.008	0.020 (○)	0.010	—	—
平成22年度	0.002	0.008	0.018 (○)	0.010	—	—
平成23年度	0.002	0.008	0.019 (○)	0.010	—	—
平成24年度	0.002	0.008	0.022 (○)	0.010	—	—
平成25年度	0.003	0.008	0.020 (○)	0.010	—	—
平成26年度	0.002	0.007	0.020 (○)	0.009	—	—
平成27年度	0.002	0.007	0.020 (○)	0.009	—	—
平成28年度	0.002	0.007	0.019 (○)	0.008	—	—

注1：二酸化硫黄及び微小粒子状物質は測定していない。

2：浮遊粒子状物質は、平成21年度から測定していない。

3：(○)は、長期的な評価における環境基準を達成していることを示す。

出典：札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」（平成19年度～平成28年度）

表2-1-1-4 駒岡測定局(一般環境大気測定局)における大気汚染物質の測定結果の推移

測定局 及び 項目 年度	駒岡測定局 (札幌市南区真駒内602 豊平・南清掃事務所)							
	窒素酸化物 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		微小粒子状物質 (μg/m ³)		
	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	年平均値	年平均値	長期的評価	長期的評価	短期的評価
	年平均値	年平均値	日平均値の 年間98%値			日平均値の 2%除外値	年平均値	日平均値の 年間98%値
環境基準	—	—	0.06以下	—	—	0.1以下	15以下	35以下
令和2年度	0.000	0.003	0.006	0.003	—	—	4.8 (○)	14.1 (○)
令和3年度	—	—	—	—	—	—	5.0 (○)	12.6 (○)
令和4年度	—	—	—	—	—	—	5.8 (○)	15.3 (○)
令和5年度	—	—	—	—	—	—	5.6 (○)	15.8 (○)
令和6年度	—	—	—	—	—	—	5.9 (○)	16.4 (○)

注1：南測定局は平成29年に廃止されたため、近傍の駒岡測定局の結果を記載する。

2：窒素酸化物は令和3年度以降測定していない。浮遊粒子状物質は、測定していない。

3：(○)は長期的な評価における環境基準を達成していることを示す。

出典：札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」令和2年度～令和6年度

表2-1-1-5 センター測定局(一般環境大気測定局)における大気汚染物質の測定結果の推移

測定局 及び 項目 年度	③センター測定局 (札幌市中央区北1条西2丁目市役所庁舎4階)							
	二酸化硫黄 (ppm)		窒素酸化物 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m3)		
			一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物			
年平均値	長期的評価	年平均値	年平均値	長期的評価	年平均値	年平均値	長期的評価	
	日平均値の 2%除外値			日平均値の 年間98%値			日平均値の 2%除外値	
環境基準	—	0.04以下	—	—	0.06以下	—	—	0.1以下
平成19年度	0.003	0.008 (○)	0.014	0.024	0.046 (○)	0.038	0.014	0.032 (○)
平成20年度	0.002	0.007 (○)	0.011	0.021	0.039 (○)	0.032	0.013	0.038 (○)
平成21年度	0.002	0.005 (○)	0.009	0.020	0.039 (○)	0.029	0.011	0.031 (○)
平成22年度	0.002	0.005 (○)	0.010	0.020	0.041 (○)	0.030	0.010	0.030 (○)
平成23年度	0.002	0.007 (○)	0.010	0.019	0.040 (○)	0.029	0.011	0.029 (○)
平成24年度	0.002	0.008 (○)	0.010	0.019	0.044 (○)	0.029	0.010	0.024 (○)
平成25年度	0.002	0.007 (○)	0.009	0.018	0.044 (○)	0.027	0.009	0.026 (○)
平成26年度	0.002	0.004 (○)	0.008	0.016	0.031 (○)	0.023	0.011	0.036 (○)
平成27年度	0.001	0.003 (○)	0.008	0.017	0.038 (○)	0.025	0.011	0.031 (○)
平成28年度	0.001	0.005 (○)	0.008	0.018	0.042 (○)	0.026	0.012	0.028 (○)

注1：微小粒子状物質は測定していない。

2： (○) は長期的な評価における環境基準を達成していることを示す。

出典：札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」（平成19年度～平成28年度）

表2-1-1-6 センター測定局(一般環境大気測定局)における大気汚染物質の測定結果の推移

測定局 及び 項目 年度	③センター測定局 (札幌市中央区北1条西2丁目市役所庁舎4階)							
	二酸化硫黄 (ppm)		窒素酸化物 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m3)		
			一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物			
年平均値	長期的評価	年平均値	年平均値	長期的評価	年平均値	年平均値	長期的評価	
	日平均値の 2%除外値			日平均値の 年間98%値			日平均値の 2%除外値	
環境基準	—	0.04以下	—	—	0.06以下	—	—	0.1以下
令和2年度	0.001	0.003 (○)	0.004	0.012	0.031 (○)	0.016	0.009	0.023 (○)
令和3年度	0.001	0.004 (○)	0.002	0.007	0.012 (○)	0.009	0.009	0.022 (○)
令和4年度	0.001	0.003 (○)	<u>0.01</u>	<u>0.015</u>	<u>0.037</u> (○)	<u>0.025</u>	0.009	0.023 (○)
令和5年度	0.001	0.002 (○)	<u>0.009</u>	<u>0.015</u>	<u>0.035</u> (○)	<u>0.024</u>	0.009	0.022 (○)
令和6年度	0.001	0.002 (○)	<u>0.008</u>	<u>0.015</u>	<u>0.036</u> (○)	<u>0.023</u>	0.009	0.022 (○)

注1：下線数値はセンター測定局近傍の自動車排出ガス測定局である北1条局の測定結果を示す。

2： (○) は長期的及び短期的な評価における環境基準を達成していることを示す。

出典：札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」令和2年度～令和6年度

表2-1-1-7 月寒中央測定局(自動車排出ガス測定局)における大気汚染物質の測定結果の推移

測定局 及び 項目	④月寒中央測定局 (札幌市豊平区月寒中央通7丁目つきさっぷ中央公園)							
	窒素酸化物 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m3)		微小粒子状物質 (μg/m3)		
年度	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	年平均値	年平均値	長期的評価	短期的評価	
	年平均値	年平均値	日平均値の 年間98%値			年平均値	日平均値の 2%除外値	年平均値
環境基準	-	-	0.06以下	-	-	0.1以下	15以下	35以下
平成19年度	0.032	0.030	0.051 (○)	0.062	0.016	0.037 (○)	-	-
平成20年度	0.020	0.018	0.034 (○)	0.038	0.016	0.041 (○)	-	-
平成21年度	0.018	0.017	0.034 (○)	0.035	0.014	0.034 (○)	-	-
平成22年度	0.017	0.018	0.032 (○)	0.035	0.015	0.031 (○)	-	-
平成23年度	0.018	0.017	0.032 (○)	0.035	0.014	0.032 (○)	13.9 (○)	28.0 (○)
平成24年度	0.016	0.017	0.036 (○)	0.032	0.013	0.027 (○)	12.6 (○)	25.0 (○)
平成25年度	0.014	0.016	0.035 (○)	0.030	0.013	0.033 (○)	10.7 (○)	27.8 (○)
平成26年度	0.011	0.014	0.031 (○)	0.026	0.016	0.043 (○)	12.7 (○)	35.7 (×)
平成27年度	0.012	0.015	0.032 (○)	0.026	0.015	0.035 (○)	10.8 (○)	25.3 (○)
平成28年度	0.010	0.013	0.031 (○)	0.023	0.015	0.033 (○)	10.2 (○)	24.5 (○)

注1：二酸化硫黄は測定していない。

2：微小粒子状物質は、平成18年度から22年度において測定していない。

3：(○)は長期的及び短期的な評価における環境基準を達成していることを、(×)は環境基準を達成していないことを示す。

出典：札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」(平成19年度～平成28年度)

表2-1-1-8 月寒中央測定局(自動車排出ガス測定局)における大気汚染物質の測定結果の推移

測定局 及び 項目	④月寒中央測定局 (札幌市豊平区月寒中央通7丁目つきさっぷ中央公園)							
	窒素酸化物 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m3)		微小粒子状物質 (μg/m3)		
年度	一酸化窒素	二酸化窒素	窒素酸化物	年平均値	年平均値	長期的評価	短期的評価	
	年平均値	年平均値	日平均値の 年間98%値			年平均値	日平均値の 2%除外値	年平均値
環境基準	-	-	0.06以下	-	-	0.1以下	15以下	35以下
令和2年度	0.006	0.011	0.027 (○)	0.017	0.010	0.023 (○)	8.2 (○)	19.5 (○)
令和3年度	0.007	0.012	0.032 (○)	0.018	0.009	0.021 (○)	7.3 (○)	15.1 (○)
令和4年度	0.006	0.011	0.030 (○)	0.017	0.010	0.024 (○)	6.6 (○)	16.7 (○)
令和5年度	0.006	0.011	0.028 (○)	0.017	0.010	0.024 (○)	6.4 (○)	15.3 (○)
令和6年度	0.006	0.011	0.026 (○)	0.017	0.010	0.022 (○)	6.1 (○)	15.6 (○)

注1：(○)は長期的及び短期的な評価における環境基準を達成していることを示す。

出典：札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」令和2年度～令和6年度

表2-1-1-9 大気中ダイオキシン類の測定結果の推移

年度	項目	大気中ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)		
		①常盤中学校	②啓北商業高校	全国平均値
平成19年度		0.016 (○)	0.010 (○)	0.041
平成20年度		—	—	0.036
平成21年度		0.0098 (○)	0.0094 (○)	0.032
平成22年度		—	—	0.032
平成23年度		0.011 (○)	0.0086 (○)	0.028
平成24年度		—	—	0.027
平成25年度		—	—	0.027
平成26年度		0.0092 (○)	0.0084 (○)	0.021
平成27年度		—	—	0.021
平成28年度		—	—	—
環境基準		0.6以下		

注1：測定値は、年平均値である。

2：平成20 年度、平成22 年度、平成24 年度、平成25 年度、平成27 年度

及び平成28 年度は測定していない。

3：(○) は、環境基準を達成していることを示す。

出典：札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」

(平成19年度～平成28年度)

表2-1-1-10 大気中ダイオキシン類の測定結果の推移

年度	項目	大気中ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)		
		①常盤中学校	②啓北商業高校	全国平均値
令和2年度		0.0091 (○)	0.0076 (○)	0.017
令和3年度		—	—	0.015
令和4年度		—	—	0.015
令和5年度		—	—	0.013
令和6年度		—	—	—
環境基準		0.6以下		

注1：測定値は、年平均値である。

2：令和3年度以降は測定していない。

3：(○) は、環境基準を達成していることを示す。

出典：札幌市環境局環境都市推進部「札幌市の環境-大気・水質・騒音等データ集-」

(令和2年度～令和6年度)

(2) 社会的条件の現況

1) 人口分布及び推移

駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書に記載の平成27年と令和2年で人口及び世帯数を比較すると、人口及び世帯数に大幅な増加や減少は見られなかった。(表2-1-1-11)

表2-1-1-11 人口及び世帯数の推移

地区	年度		平成22年		平成27年		令和2年	
	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)	人口(人)	世帯数(戸)
札幌市全体	1,913,545	885,848	1,952,356	921,837	1,973,395	969,161		
南区	146,341	62,776	141,190	61,291	135,777	62,134		
	真駒内	26,509	11,925	24,866	11,309	23,268	11,068	
	芸術の森地区	10,772	3,896	11,026	3,917	10,696	4,025	
豊平区	212,118	107,179	218,652	110,171	225,298	118,650		

注1:真駒内は、真駒内曙町1～4丁目、真駒内上町1～5丁目、真駒内緑町1～4丁目、真駒内幸町1

～3丁目、真駒内泉町1～4丁目、真駒内南町1～7丁目、真駒内本町1～7丁目、真駒内柏丘1～12丁目、真駒内東町1～2丁目、真駒内公園、真駒内(番地)である。

注2:芸術の森地区は、滝野(番地)、常盤(番地)、石山東1～7丁目、常盤1条1～2丁目、常盤2条1～3丁目、常盤3条1～2丁目、常盤4条1～2丁目、常盤5条1～2丁目、常盤6条1～2丁目、芸術の森1～3丁目、真駒内(番地)、石山(番地)である。

出典：札幌市まちづくり政策局ホームページ「国勢調査小地域集計結果」(平成22年、平成27年、令和2年)

2) 現況土地利用状況

土地利用状況については、山林の割合が 57%と高く、次いで宅地が 13%という状況に変化はない。(表 2-1-1-12)

表2-1-1-12 地目別土地利用面積

地目別面積：各年1月1日現在

総面積：各年10月1日現在

区分	札幌市全体			
	面積 (km ²)		割合 (%)	
	平成27年	令和5年	平成27年	令和5年
田	1.25	1.13	0.11	0.10
畠	39.36	36.31	3.51	3.24
宅 地	147.25	151.49	13.13	13.51
鉱泉地	0.00	0.00	0.00	0.00
池 沼	0.05	0.05	0.00	0.00
山 林	639.91	639.18	57.07	57.01
牧 場	0.55	0.55	0.05	0.05
原 野	49.93	48.69	4.45	4.34
雑種地	84.73	85.80	7.56	7.65
その他	158.22	158.07	14.11	14.10
総面積	1,121.26	1,121.26	100.00	100.00

注 1 : 地目別面積は、1月1日現在のため、総面積とは一致しないことがある。

2 : 「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道用地、遊園地等である。

3 : 「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、湖等である。

出典：北海道総合政策部「北海道統計書 令和7年」（令和7年3月）

3) 環境保全の配慮が必要な施設の配置及び住宅の配置状況

ア 環境保全の配慮が必要な施設の分布

①学校の分布

事業実施区域の周辺における学校の分布状況を表 2-1-1-13 及び図 2-1-1-1 に示す。駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書に記載があった札幌市立石山東小学校は、札幌市立常盤小学校と統合し、札幌市立芸術の森小学校として事業実施区域の周辺に設立されている。

事業実施区域に最も近い札幌市立駒岡小学校は、敷地境界から約 200m の距離にあり、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書に記載の平成 29 年時点から変更はない。

表2-1-1-13 事業実施区域の周辺における学校

図中番号	区分	施設名	事業実施区域の 敷地境界から最短距離
①	学 校	札幌市立駒岡小学校	約200m
－		札幌市立芸術の森小学校	約1,220m
③	特別支援学校	北海道札幌伏見支援学校 もなみ学園分校	約1,050m

注：図中番号は、図2-1-1-1に対応している

出典：札幌市教育委員会「札幌市立学校・幼稚園一覧」（令和7年4月）

北海道教育委員会「令和7年度特別支援教育」

②医療施設の分布

事業実施区域周辺における医療施設の分布状況を表 2-1-1-14 及び図 2-1-1-2 に示す。

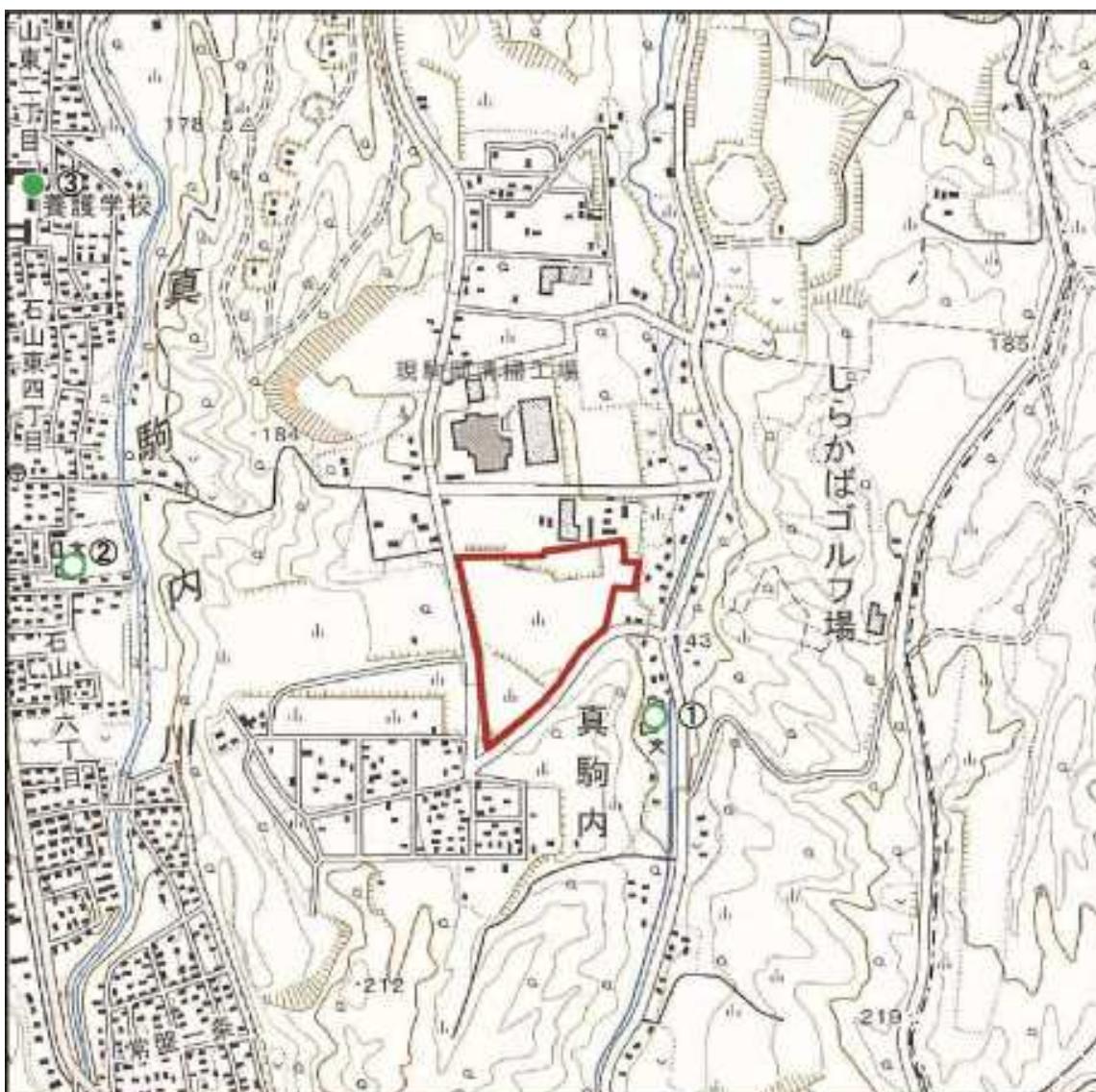
事業実施区域に最も近い「札幌南病院」は、敷地境界から約 880m の距離にあり、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書に記載の平成 29 年時点から変更はない。

表2-1-1-14 事業実施区域の周辺における医療施設

図中番号	区分	施設名	事業実施区域の 敷地境界から最短距離
①	病院	医療法人大空 札幌南病院	約880m

注：図中番号は、図2-1-1-2に対応している。

出典：北海道保健福祉部「道内医療機関の名簿について」（令和7年4月）



凡 例	
	事 業 実 施 区 域
	区 界
	学 校
	特 别 支 援 学 校
①	札 帚 市 驹 岡 小 学 校
②	札 帚 市 立 石 山 東 小 学 校
③	北海道札幌養護学校 もなみ学園分校

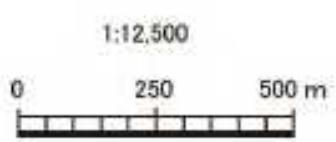
注1：図中番号は表2-1-1-13に対応している。

2：②は旧札幌市立石山東小学校所在地を示す。

3：札幌市立芸術の森小学校は、本図範囲外のため記載していない。

図2-1-1-1 学校の分布状況

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



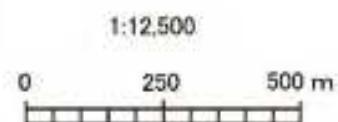
出典：札幌市南区役所「南区ガイド&MAP」（令和6年4月）



凡 例	
	事 業 実 施 区 域
	区 界
	病 院
①	医療法人大空札幌南病院

図 2-1-1-2 医療施設の分布状況

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：北海道保健福祉部「道内医療機関の名簿について」（令和7年4月）

③社会福祉施設の分布

事業実施区域周辺における社会福祉施設の分布状況を表 2-1-1-15 及び図 2-1-1-3 に示す。

事業実施区域に最も近い「札幌市保養センター駒岡」は、敷地境界から約 500m の距離にあり、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書に記載の平成 29 年時点から変更はない。

表2-1-1-15 事業実施区域の周辺における社会福祉施設

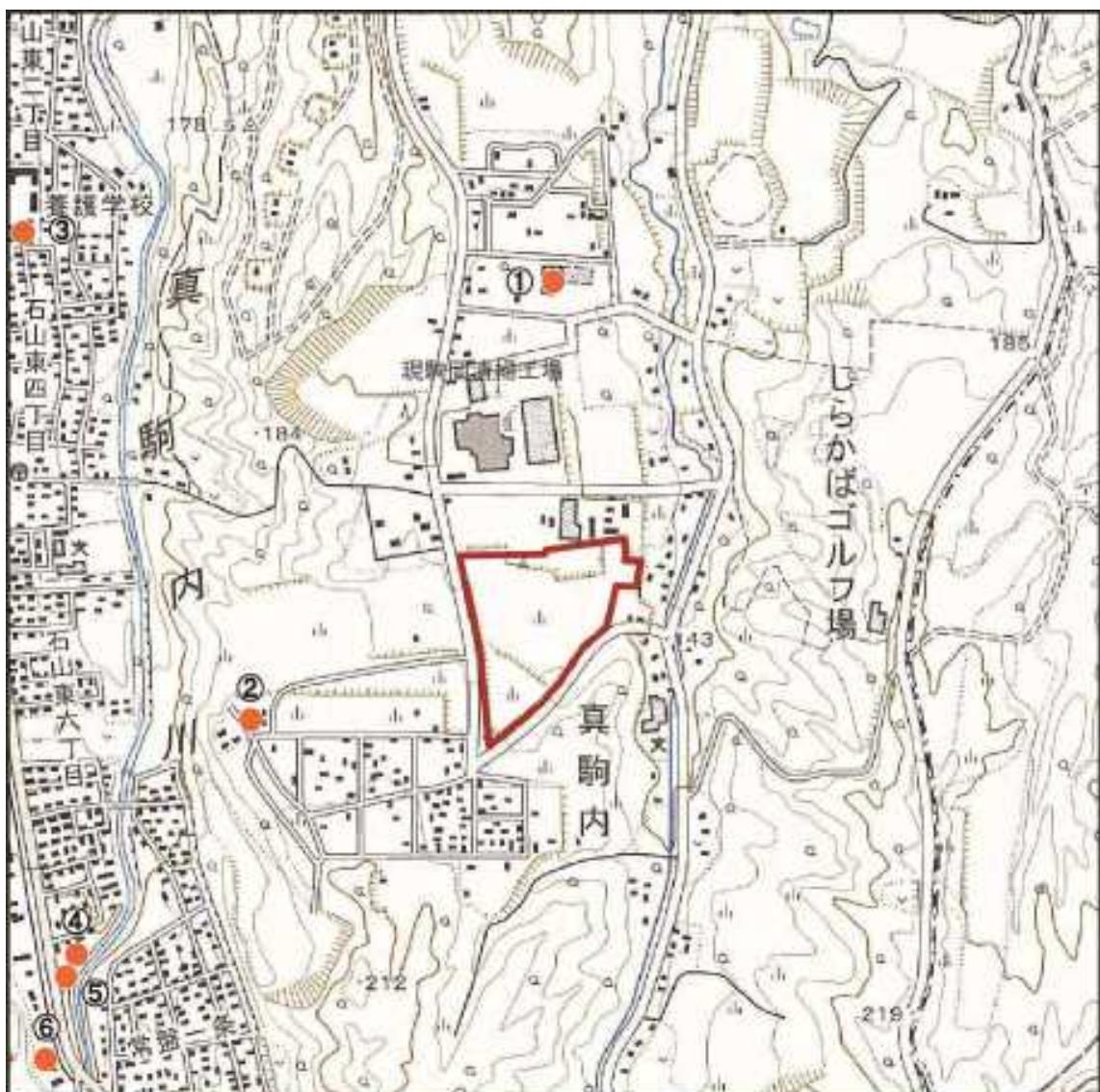
図中番号	区分	施設名	事業実施区域の 敷地境界から最短距離
①	老人休養ホーム	札幌市保養センター駒岡	約500m
②	障害がい者 福祉施設	社会福祉法人札幌石山福祉会 南陽荘入所部	約440m
③	児童福祉施設	社会福祉法人北海道社会福祉 事業団 福祉型障がい児入所 施設 もなみ学園	約1,000m
④	老人福祉施設	有限会社優和サービス デイサービスふれあい	約880m
⑤		有限会社優和サービス デイサービスふるさと	約880m
⑥		社会福祉法人北海道ハピネス 和光園芸術の森 デイサービスセンターのえるの森	約1,000m

注：図中番号は、図2-1-1-3 に対応している。

出典：札幌市南区役所「南区ガイド & MAP」（令和6年4月）

札幌市保健福祉局「札幌市内の介護事業所や施設の一覧」（令和7年11月）

札幌市保健福祉局「指定事業所及び施設一覧(南区)」（令和7年11月）

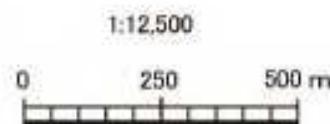


凡 例	
	事 業 実 施 区 域
	区 界
	社 会 福 祉 施 設
①	札幌市保養センター駒岡
②	社会福祉法人札幌石山福祉会 南陽荘入所部
③	社会福祉法人北海道社会福祉事業団 福祉型障がい児入所施設 もなみ学園
④	(有)優和サービスデイサービスふれあい
⑤	(有)優和サービスデイサービスふるさと
⑥	社会福祉法人北海道ハピネス和幸園芸術の森 デイサービスセンターのえるの森

注：図中番号は表2-1-1-15に対応している。

図 2-1-1-3 社会福祉施設の分布状況

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである



出典：札幌市南区役所「南区ガイド&MAP」（令和6年4月）

イ 住宅の配置

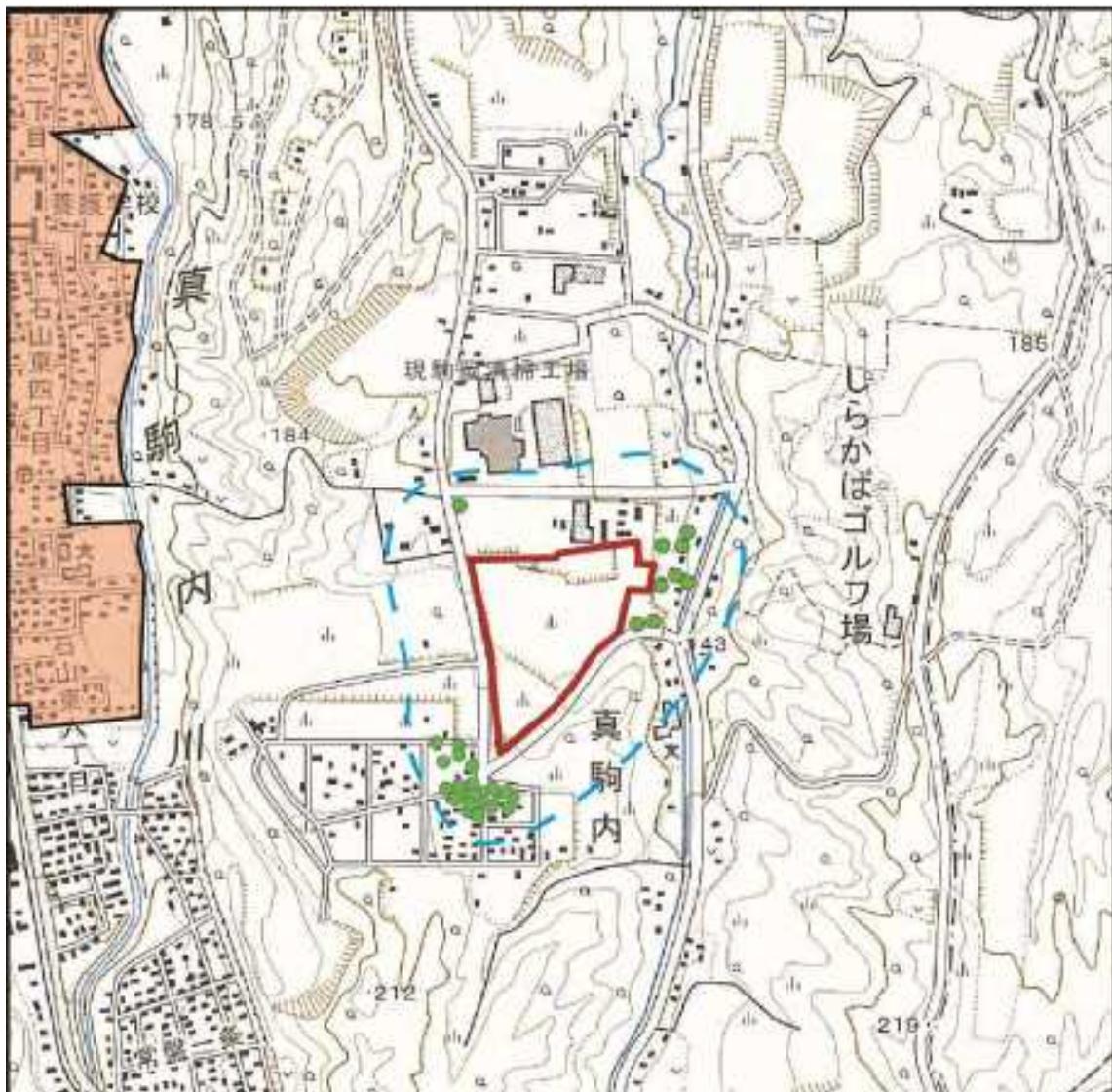
① 集落の分布状況

事業実施区域周辺における集落の分布状況として、人口集中地区（令和2年国勢調査 DID 区域）を図 2-1-1-4 に示す。

事業実施区域周辺においては、南側に真駒内駒岡団地があるほか、西側の石山東や常盤に住宅地がある。

② 事業実施区域の周辺の人家

事業実施区域の敷地境界から周辺 100m の範囲に分布する人家の状況については、騒音及び振動の影響予測を行うために把握するものであるが、後述の第3章に記載の通り騒音及び振動は生活環境影響調査の対象外であるため、記載しない。



凡 例	
	事 業 実 施 区 域
	区 界
	人 口 集 中 地 区 (令和2年国勢調査DID地区)
	事 業 実 施 区 域 の 周 辺 100 m 範 囲 に 立 地 す る 人 家

図 2-1-1-4 人口集中地区及び周辺 100m範囲にある人家

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである

1:12,500

0 250 500 m



出典：国土地理院（電子国土 Web）「人口集中地区 令和2年（総務省統計局）」

4) 環境関係法令に係る項目

ア 環境基本法に基づく環境基準及び類型指定状況

①大気質

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 2-1-1-16 に示す項目及び基準（維持されることが望ましい目標値）が設定されている。
ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、基準は適用しない。

表2-1-1-16 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境基準	環境基準達成状況の判断	
	環境上の条件	短期的評価	長期的評価
二酸化いおう	1 時間値の1 日平均値が0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が0.1ppm 以下であること。	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1 日平均値の2 %除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1 日平均値が0.04ppm を超える日が2 日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二酸化窒素	1 時間値の1 日平均値が0.04ppm から0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の1 日平均値が0.10mg /m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1 日平均値の2 %除外値が0.10 mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10 mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。

備考) 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm 以下のものをいう。

昭和48年5月8日環境庁告示第25号(二酸化いおう、浮遊粒子状物質)

昭和48年5月16日環境庁告示第35号(二酸化いおう)

昭和53年7月11日環境庁告示第38号(二酸化窒素)

後述の第 3 章に記載の通り、騒音、水質、土壤汚染、地下水については、生活環境影響調査項目の対象外であるため、記載しない。

イ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準の設定状況

① 大気質

ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準を表2-1-1-17に示す。

表2-1-1-17 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	適用除外範囲
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所

備考) 1 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2 大気の基準値は、年間平均値とする。

平成11年12月27日 環境庁告示第68号

後述の第3章に記載の通り、水質、土壤汚染については、生活環境影響調査項目の対象外であるため、記載しない。

ウ 公害の防止に関する法令に基づく区域又は地域の指定及び規制状況

①大気汚染防止法等に基づく区域の指定状況、規制基準等

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から発生する硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物及び塩化水素に係る排出基準を定めている。

i) 硫黄酸化物

硫黄酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて許容される排出量を表2-1-1-18(1)に示す式により、K値(定数)を用いて算出する。

K値(定数)は政令で地域ごとに定めており、札幌市のK値を表2-1-1-18(2)に示す。

表2-1-1-18(1) 硫黄酸化物に係る排出基準

項目	単位	排出基準
		硫黄酸化物
廃棄物焼却炉	m ³ /h	$q = K \times 10^{-3} \times He^2$

q : 温度0°C、圧力1気圧の状態に換算した硫黄酸化物の量 (m³/h)
 K : 政令で地域ごとに定める値
 He : 上昇補正煙突高さ (m)

昭和46年6月22日厚生省、通産省令第1号

平成14年5月15日環境省令第15号

表2-1-1-18(2) 政令で地域ごとに定める値 (K値)

区域	K値
札幌市 (手稲金山98番地の区域、手稲金山131番地から174番地までの区域、手稲本町592番地及び593番地の区域、手稲平和、手稲西野938番地から1006番地までの区域、手稲福井、山の手、盤渓、小別沢、藻岩山、北ノ沢、中ノ沢、南沢、砥石山、硬石山、白川、砥山、石山、常盤、藤野、滝野簾舞、豊滝、小金湯、定山渓、定山渓温泉東1丁目から東4丁目まで、定山渓温泉西1丁目から西4丁目まで並びに有明を除く) の区域	4.0
上記以外の区域	17.5

昭和49年3月26日政令第62号

昭和51年9月28日政令第250号

昭和51年9月28日総理府令第50号

硫黄酸化物の排出基準について、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書からの変更はない。

ii) ばいじん

廃棄物焼却炉の排出口からのばいじんについて、焼却能力ごとに定められている排出基準値を表2-1-1-19に示す。

表2-1-1-19 ばいじんに係る排出基準

令別表 第1の項	規則別表 第2の項	ばい煙発生施設の種類	焼却能力 (t/h)	排出基準	
				標準酸素濃度 (On) ^{注)} (%)	ばいじん (g/m ³ N)
13	36	廃棄物焼却炉	4以上	12	0.04
			2~4	12	0.08
			2未満	12	0.15

注：Onは施設ごとに定める標準酸素濃度On(%)

昭和46年6月22日厚生省、通産省令第1号

平成10年4月10日総理府令第27号

ばいじんの排出基準について、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書からの変更はない。

iii) 窒素酸化物

廃棄物焼却炉の排出口からの窒素酸化物について、施設の規模ごとに定められている排出基準を表2-1-1-20に示す。

表2-1-1-20 窒素酸化物に係る排出基準

令別表 第1の項	細番号	ばい煙発生施設の種類	規模 ^{注1} (万m ³ N/h)	排出基準	
				標準酸素濃度 (On) ^{注2} (%)	窒素酸化物 (ppm)
13	①	浮遊回転燃焼式焼却炉(連続)	4以上	12	450
			4未満	12	450
	②	特殊廃棄物焼却炉(連続炉) ^{注3}	4以上	12	250
			4未満	12	700
	③	廃棄物焼却炉 (連続炉、①②以外)	4以上	12	250
			4未満	12	250
	④	廃棄物焼却炉(連続炉以外)	4以上	12	250

注1：規模は、最大定格排出ガス量(温度が0°Cであって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量)を示す。

注2：On：施設ごとに定める標準酸素濃度On(%)

注3：特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

昭和46年6月22日厚生省、通産省令第1号

平成14年5月15日環境省令第15号

窒素酸化物の排出基準について、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書からの変更はない。

iv) 塩化水素

廃棄物焼却炉の排出口からの塩化水素について定められている排出基準を表 2-1-1-21 に示す。

表2-1-1-21 塩化水素に係る排出基準

令別表 第1の項	ばい煙発生施設の種類	単位	排出基準
			塩化水素
13	廃棄物焼却炉	mg/m ³ N	700

注：酸素濃度12%換算値である。

昭和46年6月22日厚生省、通産省令第1号

塩化水素の排出基準について、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書からの変更はない。

v) 水銀

廃棄物焼却炉の排出口からの水銀について、施設の規模ごとに定められている排出基準を表 2-1-22 に示す。

表2-1-1-22 水銀に係る排出基準

施設の種類	規模	排出基準	
		標準酸素濃度 (O _n) ^{注)} (%)	水銀 (μg/m ³ N)
ごみ処理施設（焼却施設）	火格子面積が2m ² 以上であるか、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上	12	30
汚泥（PCB処理物であるものを除く）の焼却施設		12	30
廃油（廃PCB等を除く）の焼却施設		12	30
廃プラスチック類(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。)の焼却施設		12	30
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい煙施設		12	30
廃石綿等、石綿含有産業廃棄物の溶融施設		12	30
廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設		12	30
産業廃棄物焼却施設		12	30
廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの	裾切りなし	12	50

注：O_n は施設ごとに定める標準酸素濃度O_n(%)

平成28年9月26日環境省令第22号

水銀の排出基準について、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書からの変更はない。

エ 悪臭防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等

札幌市においては、平成10年7月から臭気指数による悪臭規制を行っている。工場等の敷地境界及び気体排出口における規制基準を表2-1-1-23に示す。排出水における規制基準については、生活環境影響調査項目の対象外であるため、記載しない。

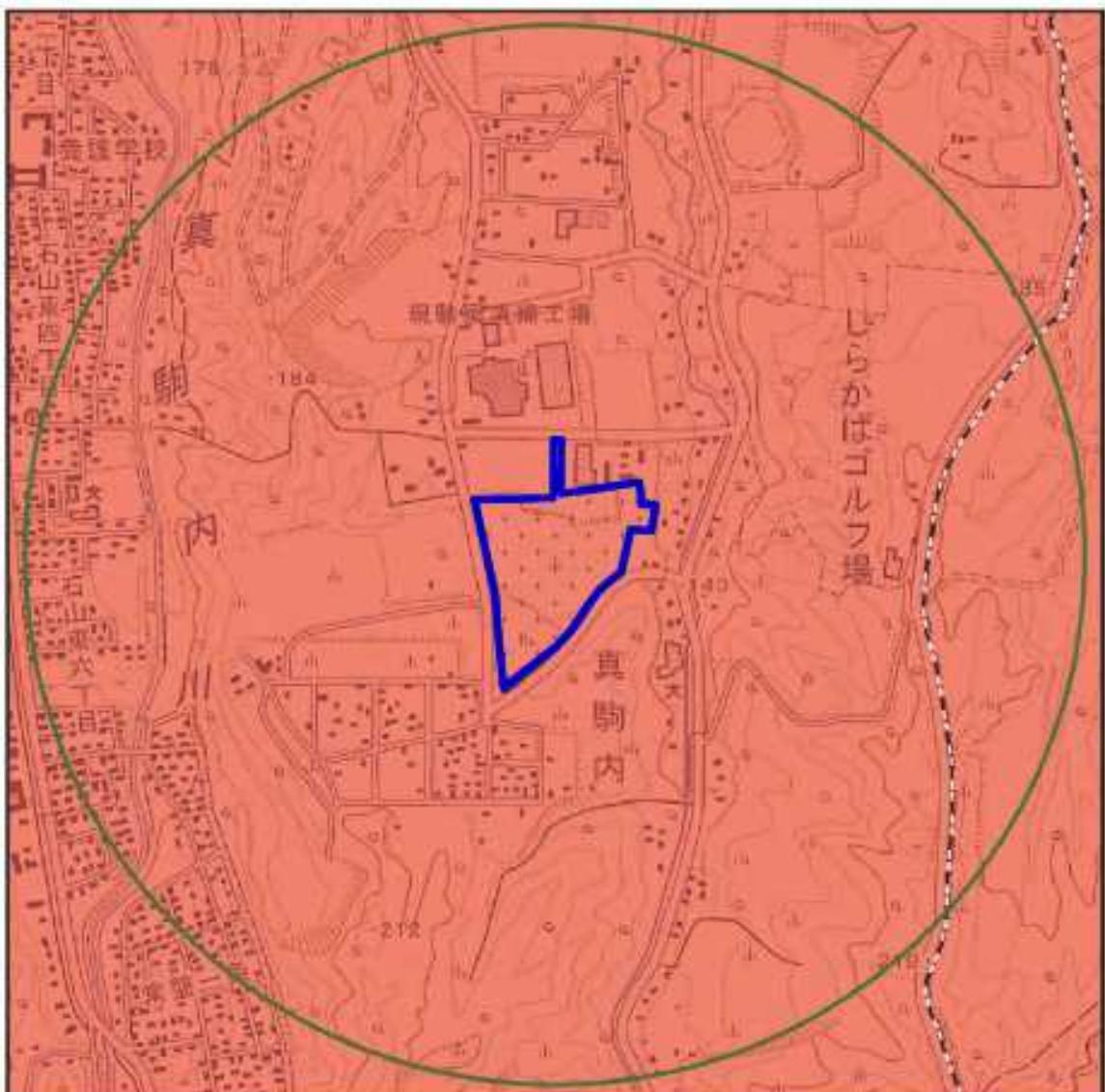
なお、札幌市では都市計画法に基づく都市計画区域全域を悪臭規制地域に指定しており、図2-1-5のとおり事業実施区域を含んでいる。

表2-1-1-23 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準（気体）

規制箇所	規制基準
工場等の敷地境界	臭気指数 10
工場棟の気体排出口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度又は臭気指数止法
注：1 臭気指数とは臭いのある空気を無臭の空気で臭気の感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。	
$Z = 10 \log Y$ Y : 臭気濃度 Z : 臭気指数	
2 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。	

平成10年5月25日札幌市告示第581号（敷地境界）

平成11年9月9日札幌市告示第909号（気体排出口）



凡　例	
	事　業　実　施　区　域
	影　響　範　囲　(施　設　漏　洩　悪　臭　)
	区　界
	規制地域（都市計画区域全域）

図 2-1-1-5
悪臭防止法に基づく規制地域図

注：この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図（石山）を拡大して使用したものである

1:12,500
0 250 500 m



出典：札幌市環境局環境都市推進部「平成 29 年度札幌市環境白書」（平成 29 年 12 月）

オ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制基準等

①大気汚染

廃棄物焼却炉の排出口からの排出ガス中のダイオキシン類について、焼却能力ごとに定められている排出基準を表2-1-1-24に示す。

表2-1-1-24 ダイオキシン類に係る排出基準（排出ガス）

特定施設の種類		焼却能力 (t/h)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
廃棄物焼却炉	火床面積が0.5m ² 以上、又は 焼却能力が50kg/h以上	4以上	0.1
		2~4	1
		2未満	5

備考) 許容限度は温度が零度であって、圧力1気圧の状態に換算した排出ガスによるものとする。
注：TEQとは毒性等価換算濃度のこと、ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最も毒性の高い2,3,7,8-TCDDの量に換算したものという。

平成11年12月27日総理府令第433号

平成17年8月15日環境省令第15号

ダイオキシン類の排出基準について、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書からの変更はない。

②水質

後述の第3章に記載の通り、水質については、生活環境影響調査項目の対象外であるため、記載しない。

カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設（焼却施設）の維持管理の技術上の基準については、施設の変更に伴い、変更となるものはないため、記載しない。

キ 札幌市生活環境確保に関する条例に基づく規制基準等

廃棄物焼却炉の排出口からのはいじんについて定められている排出基準を表2-1-1-25に示す。

表2-1-1-25 はいじんに係る排出基準

はい煙発生施設の種類	規模	排出基準
		はいじん (g/m ³ N)
廃棄物焼却炉	火格子面積が0.25m ² 以上であるもの又は一次燃焼室容積が0.25m ³ 以上であるもの	0.15

平成15年2月3日 規則第4号

はいじんの排出基準について、駒岡清掃工場更新事業環境影響評価書からの変更はない。